

大分大学医学部基礎医学画像センター運営委員会細則

平成22年6月9日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部基礎医学画像センター規程（平成22年医学部規程第1-3号）第7条第2項の規定に基づき、大分大学医学部基礎医学画像センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、大分大学医学部基礎医学画像センター（以下「センター」という。）の円滑な管理及び運営を図るため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理及び運営に関する事項
- (2) その他センターの運営に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの教員
- (4) 法医学講座の教授又は准教授
- (5) 解剖学講座の教授又は准教授
- (6) 放射線医学講座の教授又は准教授
- (7) 病理学講座の教授又は准教授
- (8) 附属病院医療技術部放射線部門長
- (9) その他学部長が必要と認めた者 若干人

2 前項第4号から第9号の委員は、学部長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号から第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員に事故があるときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理の者を出席させることができる。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成22年医学部細則第1-2号）

- 1 この細則は、平成22年6月9日から施行する。
- 2 この細則施行後、最初に任命される第3条第4号から第9号に規定する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則（平成28年医学部細則第1-1号）

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部細則第1-6号）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。